

第 12 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 23 年 6 月 27 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階第 1 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 千枝、岡田 まゆみ、岡本 恵子、川邊 昭生、橘 節哉、中尾 恵子、 日野 明世、福岡 由紀子、福田 誠、前原 鯉香、三宅 真弓 (五十音順、敬称略)〔以上 11 名出席〕 〔丸亀市〕 大林企画財政部長、矢野政策課長、横田財政課長、小山政策課副課長、 (政策課)高倉、真鍋
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 石原 國男、長山 貴之、馬場 俊作、山崎 純一 (五十音順、敬称略)〔以上 4 名欠席〕
傍 聴 者	2 名
議 題	(1) 第二次行政改革推進計画（案）について (2) そ の 他

会 議 概 要

日野会長：本日は委員総数 15 名の内 11 名が出席されており、丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席されており、本日の会議は有効に成立しています。ただ今より第 12 回行政改革推進委員会を開催いたします。

まず、議題に入る前に、報告があります。

これまで公募委員としてご活躍されてきました國越照清委員がご病気によりお亡くなりになりました。お悔やみの気持ちとともにご報告申し上げます。

次に丸亀市 P T A 連絡協議会より推薦いただき委員になられていた多田仁美委員に代わりまして前原鯉香委員が後任の委員として委嘱されていますのでご紹介いたします。

前原委員：【挨拶】

日野会長：それでは、議題に従いまして議事を進めます。初めに議題 1、第二次行政改革推進計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

政策課長、高倉（政策課）：【推進計画（案）について説明】

日野会長：ご意見やご質問等がありましたらお願いします。

橘副会長：公用封筒の広告についてですが、これまでどれくらい使用しているのですか。

政策課長：これまで約 8 万枚の利用があります。今後は広告入り封筒の使用枚数は減りますが、広告募集や印刷も含めて広告業者が行い、無償で提供を受けることになり、事務の軽減にもなります。

岡本委員：丸亀教育については 23 年度中に全般的な見直しを行い 24 年度に再構築することですが、24 年度の予算編成時期には再構築がされているのかということと、今年度から全校に学校図書館の指導員が配置されていますが、再構築により、こういった取組が廃止されたりすることは無

いのでしょうか。

高倉（政策課）：丸亀教育がどういったものに再構築されるかは未定ですが、個々の取組については予算編成時までには方針を固めたいと教育委員会では考えています。

また、学校図書館の指導員についてですが、全校に配置できていることから教育委員会としても引き続き存続させていきたいという意向を持っています。

岡本委員：綾歌図書館の運営形態についてですが、これまでの資料では「直営を堅持しつつ」という文言がありましたが、今回の資料ではその言葉がなくなっています。

これまでの委員会でも「直営を堅持」という発言をされていますが、なぜ今回の資料では削除されているのでしょうか。方針が転換されたのでしょうか。

もう1点、財政健全化については、平成32年頃から公債費の返還がピークを迎え、財政的に大変なことになると計画案にも記載されています。

前回の第一次行政改革では予算規模を360億円程度に抑えるとしていましたが、ここ2年の決算や今年度予算は400億円を超えています。大綱の中に「入るを量りて出ずるを為す」とありますが、どの辺りがそのように言えるのでしょうか。

合併特例債活用による影響だと思いますが、合併特例債の発行額にしても、当初は200億円程度だったと思うのですが、現時点では合併特例債の活用枠一杯の321億円まで検討しているようで、その辺りに財政健全化という言葉との齟齬を感じるのですが、いかがでしょうか。

財政課長：「出ずるを為す」という表現については、削減するという意味ではなく、財政的な均衡を図るための心構えを表現したものです。歳入し得る額を考えたうえで歳出の額を勘案しなければならない、という身の丈にあった財政運営を説く教えです。

委員が指摘された昨今の予算規模の拡大や、合併特例債の増大による後年度の公債費の増加との整合性についてですが、丸亀市は現在、安全安心のまちづくりを進めています。

その例が学校教育施設や消防防災施設の耐震化や改築といったこれ以上避けて通ることができない喫緊の課題になっていることはご理解いただいていると思いますが、それにはやはりそれ相応の財源が必要になります。

これは本市に限ったことではありませんが、合併を選択した市にとって考えられ得る最も有利な財源手当の方法が合併特例債の活用になります。

当然、その他の国や県の財政支援の施策についても検討を行いますが、合併特例債は充当率が事業費の95%であり、公債費の償還額も70%は交付税で措置されるというシステムになっていて、後年度の各世代間での費用の配分ができ、世代間負担の公平性に資すると言えます。

このような喫緊の課題に対応するための事業の増加により、予算規模や合併特例債の発行額が増加しているという状況をご理解いただきたいと思います。

また、歳出予算を各課が要求する時点におきまして、歳入充当の方法や後年度の管理負担経費等も十分に勘案して事業を実施するという考え方を財政当局だけではなく、全庁的に共通認識として徹底していく所存です。

橘副会長：財政状況の進行管理については、震災の影響により、例えば野球場は補助金のカットとか、他の事業についても事業の先延ばしといった影響も出てきています。こういった状況の中で財政状況の進行管理についてはスケジュール変更等、どのような形で整理していかれるのですか。

財政課長：今回震災の影響により、事業費を圧縮するものもあります。

国費等が減額されたものは、予定通り事業を行うとなると、市の一般財源から補填しなければならなくなりますが、当初予算以上の支出は行わないこととしています。

財政状況の進行管理については年に 2 回、決算と予算の確定時に行うことにしています。

岡本委員：安全安心のまちづくりが重要だということはわかりますが、他にも今年、公立の幼稚園や小中学校全校にエアコンを設置しましたが、これには 2 億円ほどの金額を要したのではないのでしょうか。

現在の丸亀市ならこの費用を出せるかもしれませんが、例えば 10 年後エアコンが壊れれば終わりという訳にはいきません。

大綱にも 10 年後の財政は予断を許さないということが書かれており、これまでの行革でも、数万円単位で予算を削ってきていますが、使うときには数億円単位でお金が使われている印象があります。そのあたりはどのように考えていますか。

財政課長：ご指摘の意味はよくわかります。財政当局の基本的な考え方としては、合併特例債だからといって安易に事業充当することをよしとはしていません。

しかしながら、今どうしても避けて通れない事業内容については、財源手当として合併特例債を活用できるのであれば、これを用いるしかない、他に選択肢がないという状況をご理解いただきたいと思います。

エアコンについては、昨年度国の補助金の採択を得ましたので事業化できたのですが、今年度になりますと震災の影響もあり、国庫補助の採択にはならないという状況です。

参考までに合併特例債の活用額についてですが、平成 23 年度の事業費が 239 億円、借入額が 195 億円となっており、本市の合併特例債の活用期限である平成 26 年度には借入額が限度額の 321 億円として中期財政計画を策定していくこととしています。

企財部長：合併特例債の額が大きく変更になったということに関する一番の転機としては、平成 20 年に中国の四川省で大きな地震が発生したことにより、市の学校関係施設の安全性について見直しを行いました。

そして、平成 26 年度までに保育所や幼稚園、小中学校の耐震化を進めていくことを決定し、事業費が大きく増えました。

当初計画に比べて大きく合併特例債の額が増えたことについては、見通しが十分でなかったと反省しています。

しかし、学校施設の耐震化は早期に改修しなければならず、合併特例債の活用枠の限度額である 321 億円まで借入れし、財政計画の変更もさせていただきました。

当初予算と決算の違いとして、例えば定額給付金や地方活性化交付金の事業実施など、年度途中に国の経済対策の変更がありました。ただこれらの事業は大部分を国が財源措置をしており、市としてはプラスの効果がありましたが、市の財源からの支出はあまり行わずにすみしました。

合併特例債をはじめとする借入金、例えば平成 32 年に償還のピークを迎えるなど、将来の予測ができるので、早期の対応により財源の確保を行うとともに、基金の積み増しも確実に行っていきたいと考えています。

野球場については、丸亀市を元気にする施策の一つと考えていただきたいと思います。この事業は

合併特例債の対象ではなく、国の補助金を活用して、その範囲内で事業を進めていくことにしておりますが、この事業についても財政健全化計画に含めて考えていきます。

財政課長：合併特例債について補足しますと、合併当時は活用できる事業が非常に制限されておりました。合併した市町の住民の一体感を醸成するものとか、均衡ある発展に資するものなど条件が厳しく、合併市町を貫く新設道路の建設のような事業しか認められていませんでした。

その後合併による市町の再編が行われていく中で、施設の耐震化やコミュニティセンターの整備にも活用できるようになり、交付税措置などの優位性から実施しなければならない事業については合併特例債を活用することにしています。

岡本委員：合併特例債の制度についてはわかりました。ただ、合併当初の基本的な考え方として合併特例債は、いくら有利とはいえ借金ですから、後年の人たちが返済していかなければならないことから、活用を控えるという考えだったと思います。

また、一般会計の予算規模も 360 億円程度にするとしていたのに、23 年度は当初予算が 410 億円で、50 億円も上回っています。

企財部長：合併当初の一般会計の予算規模は 360 億円程度としていましたが、国の扶助費の見直しにより実施事業や市の負担割合が拡大されたことや、合併特例債の活用で耐震化工事等施設整備を前倒して実施していることが原因としてあげられます。

その他の一般的経費については、それほど変化はありません。

岡本委員：均衡のとれた財政運営が求められる中で、合併特例債にこだわりすぎている気がします。

もちろん子どもたちや地域の人たちのために学校や施設の耐震化に取り組む必要はありますが、平成 32 年度からは返済がピークを迎え財政状況が大変になるというようなことも書かれているので、後々予算が組めなくならないようにきめ細やかな対応をお願いします。

日野会長：そのあたりは進行管理において委員の方にもっとしっかり見ていただきたいと思います。

高倉（政策課）：もう一つのご質問の綾歌図書館の運営形態についてですが、現段階で指定管理者制度を導入するといった考えはなく、直営という方針の転換がされたということはありません。

では、なぜ「直営を堅持」という文言が削除されたのかということですが、現在綾歌図書館の窓口業務は派遣職員を導入しています。

しかし、館長は市職員が従事するとともに、選書等の業務は中央図書館が実施しており、基本的な体制として直営で運営されていますが、文章として表現がわかりにくいのではないかと考え、文言を修正しました。

岡本委員：それは文言がおかしいのではなく、運営のやり方がおかしいのだと思います。この会でも綾歌図書館は直営で運営するとはっきり言われています。直営を堅持するなら、削除せずにしっかり記載すべきです。

政策課長：方針の転換はありません。誤解を防ぐために表現を改めたものです。

企財部長：施設を最大限活用するために一部委託を実施していますが、前回申しあげましたように、基本的に図書館協議会の答申である直営による運営を尊重しており、あえて「直営を堅持」という表現を削除したものではありません。表現については見直します。

政策課長：修正の内容については委員の皆様にお知らせします。

岡本委員：もう一つお願いなのですが、自主防災組織の拡大については、平成 24 年度には全校区に自

主防災組織が結成されますが、これも安心安全なまちづくりの取組として、今回の東日本大震災の状況や南海地震に関する対応の変更状況といった、日々新たな防災情報の提供など結成にとどまらず、見直しや活用といった危機感を持った視点も取り入れて欲しいと思います。

政策課長：確かにこの項目につきましては、防災組織を作るだけが目的ではありません。いかに活用していくかが重要なことであり、もう一度担当課と協議します。

橘副会長：丸亀市も防災上、例えば津波に対して堤防を築くのではなく、避難に重点を置くといった方針については新聞だけではなく、市として大きく広報していくべきだと思います。

川邊委員：確認なのですが、新聞社等が出している市町村データの調査について、以前の会議でもお聞きしましたが、丸亀市のデータが記載されていないものがありました。今後は市としてそのようなことが無いように調査には協力して欲しいのですが。

政策課長：基本的に拒否するということはありません。

日野会長：食生活改善推進員の項目についてですが、「養成」と「育成」という言葉が使われており、使い分けをされているとは思いますが、どのような違いがあるのでしょうか。

高倉（政策課）：「養成」については新規に推進員に登録される場合を指し、「育成」は既に登録されている方のレベルアップという意味で使っています。

日野会長：「養成」と「育成」という言葉は、食生活改善推進員の事業で専門的に使われている表現ですか。

高倉（政策課）：制度の内容まで把握はできていませんが、担当課に確認したところではそのように使い分けをしてこの推進計画に記載しています。

福岡委員：食生活改善推進委員の皆さんは一定の講義を受けられた方がなれるのですが、委員になられても都合で思うように活動できない方もいらっしゃるのその表現をされているのだと思います。

日野会長：以前私も同じような資料を見たことがあり、そのとき確認したところ「養成」は資格に関わることで、一般的な能力を向上させるときは「育成」という言葉を使っていたようです。

岡本委員：食生活改善推進委員の方は 298 名おられるようですが、より多くの方に活躍の場を確保できるようなことに重点を置くようにしてはどうでしょうか。

高倉（政策課）：再度担当課に確認のうえ、表現を見直します。

日野会長：他にご意見も無いようですので、第二次行政改革推進計画に関する答申書について検討いただきたいと思います。

真鍋（政策課）：【答申書案について説明。】

日野会長：何かご意見がありましたらどうぞ。

岡本委員：「行政サービスの生産性」とありますが、生産性とはどういう意味ですか。

高倉（政策課）：投入する経費に対してどれだけ効果を挙げることができたかを、「生産性」と表現しています。

政策課長：例えば 100 万円の予算を投入して、行革により 200 万円投入したのと同じような効果を生みだしていくというイメージです。

岡本委員：難しく考えずに「行政サービスに対する市民満足度の向上」でいいのではないのでしょうか。

日野会長：「扶助費の増加が懸念され」とありますが、扶助費の増加そのものが悪いというイメー

ジを抱いてしまいます。

当然必要な費用として扶助費は使われていると思いますので、扶助費の増加により財政状況が変化するというような内容の方が適切ではないでしょうか。

他にご意見も無いようですので、今の箇所を修正いただいて答申したいと思います。

政策課長：整理させていただきますと、推進計画については、ご意見をもとに再度修正のうえ、全委員にお知らせいたします。ご意見が無ければ答申を行っていただくことになりますが、答申書について文言の微修正は会長と副会長に一任でよいかということと、答申については会長と副会長で行っていただいてよいかについてお諮りしたいのですが。

日野会長：よろしいでしょうか。ご意見も無いようなので、そのようにさせていただきます。

政策課長：では、そういったスケジュールで進めさせていただきます。

日野会長：本日の議題は以上になりますが、他に何かありますか。

政策課長：現委員の任期が8月29日までとなりますが、会合としては本日が最後になると思います。

今後の進行管理については新委員に引き継ぐ形になりますが、よろしくお願いいたします。

日野会長：では各委員より一言ずつお願いします。

各委員：【挨拶】

企財部長：【挨拶】

日野会長：それでは本日の委員会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。